

# 平成24年度春の家居宅介護支援事業所事業報告書

## 1、委託契約認定調査

請求月	富田林市	千早赤阪村	堺市	大阪市	その他(豊中市、寝屋川市、広島市、京都市)	計
4月	6	4				10
5月	4	1			豊1	6
6月	6	1			寝1	8
7月	8	3				11
8月	8	0			京1	9
9月	9	1	2			12
10月	8	0	1	1		10
11月	5	2			広1豊1	9
12月	4	2	3	1		10
1月	5	2		3		10
2月	0	0	1			1
3月	4	0				4
合計	67	16	7	5	5	100

## 2、居宅支援業務

### (1) 介護保険給付費請求業務実績数

請求月	居宅支援	予防支援
4月	66	20
5月	63	20
6月	64	18
7月	62	21
8月	64	22
9月	60	24
10月	62	24
11月	57	26
12月	56	26
1月	59	23
2月	51	18
3月	53	19

## (2) 居宅介護支援業務の実施方法等内容について

### 1 居宅介護支援業務の実施

- ① 事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。
- ② 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。

### 2 居宅サービス計画の作成について

- ① 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案作成に際しては、次の点に配慮します。
  - ア 利用者の居宅への訪問、利用者及びその家族との面接により利用者の置かれている環境、立場の十分な理解と課題の把握に努めます。
  - イ 利用する居宅サービスの選択にあたっては、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関する情報を利用者またはその家族に提供します。
  - ウ 介護支援専門員は、利用者に対して居宅サービスの内容が特定の種類、事業者に不当に偏るような誘導または指示を行いません。
  - エ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案が、利用者の実情に見合ったサービスの提供となるよう、サービス等の担当者から、専門的な見地からの情報を求めます。
- ② 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望する場合には、利用者の同意を得て主治医等の意見を求めます。
- ③ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案について、介護保険給付の有無、利用料等の利用者のサービス選択に資する内容を利用者またはその家族に対して説明します。
  - ア 介護支援専門員は、利用者の居宅サービス計画の原案への同意を確認した後、原案に基づく居宅サービス計画を作成し、改めて利用者の同意を確認します。
  - イ 利用者は、介護支援専門員が作成した居宅サービス計画の原案に同意しない場合には、事業者に対して居宅サービス計画の原案の再作成を依頼することができます。

### 3 サービス実施状況の把握、評価について

- ① 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後において、居宅サービス計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- ② 上記の把握に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、少なくとも一月に一回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するとともに一月に一回、モニタリングの結果を記録します。
- ③ 介護支援専門員は、居宅サービス計画が効果的なものとして提供されるよう、利用者の状態を定期的に評価します。
- ④ 介護支援専門員は、その居宅において日常生活を営むことが困難になったと判断した場合、または利用者が介護保険施設への入院または入所を希望する場合には、事業者は利用者介護保険施設に関する情報を提供します。

#### 4 居宅サービス計画の変更について

事業者が居宅サービス計画の変更の必要性を認めた場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画の変更を、この居宅介護支援業務の実施方法等の手順に従って実施するものとします。

#### 5 給付管理について

事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。

#### 6 要介護認定等の協力について

- ① 事業者は、利用者の要介護認定または要支援認定の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請が円滑に行われるよう必要な協力を行います。
- ② 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護または要支援認定の申請を利用者に代わって行います。

#### 7 居宅サービス計画等の情報提供について

利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合には、利用者の居宅サービス計画作成が円滑に引き継げるよう、利用者の申し出により、居宅サービス計画等の情報の提供に誠意をもって応じます。

### (3) 介護予防支援業務の実施方法等内容について

富田林地域包括支援センター等からの委託の、要支援1・要支援2の利用者の介護予防計画作成等の支援を行う。

- ① アセスメントを行い、利用者基本情報、介護予防サービス支援計画書を作成し包括支援センターに書類の原本を渡し、返却された予防計画書を利用者に説明し同意を得て交付し、介護予防サービスの給付を利用者が受けられるように支援する。
- ② 1ヶ月に一度は、利用者及びサービス事業者と電話等でモニタリングを行い、3ヶ月に一度は利用者宅に訪問し、利用者様の心身状況の変化、提供されているサービスの実施状況が適切あるかなどを確認し評価票を必要に応じ作成する。

### 3、研修会・会議

開催日	演題・議題（主催者）	実施内容	出席者
平成24年5月18日	第2ケアマネ交流会 （富田林第二ケアマネ交流会）	①今年度交流会について ②4月の法改正での疑問点など 意見交換 ③えがお連絡帳について	梅川 前田
平成24年5月22日	縄なわネット総会・全体研修 （富田林事業者連絡会）	1、富田林介護保険事業者連絡 協議会平成24年度総会 2、新規加入者事業者紹介	梅川
平成24年8月20日	平成24年度介護支援専門 員更新研修専門課程Ⅱ （社団法人大阪介護支援専 門員協会）	1、介護支援専門員、ケアマネジ メントに関する今日的課題を理解す る。 2、介護保険制度・介護サービ スを巡る諸課題 3、介護支援専門員の役割、実 践に関する講義	佐々木
平成24年8月21日	第2ケアマネ交流会 （富田林第二ケアマネ交流 会）	①健康講座 検査の話（血液検 査、生理機能検査、尿・便検査 について）	梅川 黒田
平成24年9月11日	利用者支援の研修会【大阪府 委託】 （福祉と人権の研修ネットワ ーク大阪）	1、利用者本位の福祉サービス について 対人援助と人権尊重 2、成年後見人制度と日常生活 自立支援事業 3、外部評価の重要性	前田
平成24年9月8日	平成24年度介護支援専門 員更新研修専門課程Ⅱ （社団法人大阪介護支援専 門員協会）	サービス担当者会議に関する演 習 ①模擬サービス担当者会議 ②会議の運営方法 ③チームケアの重要性	佐々木
平成24年9月21日	平成24年度介護支援専門 員更新研修専門課程Ⅱ （社団法人大阪介護支援専 門員協会）	居宅介護支援事例研究に関する 講義・演習 ①自立支援、利用者本位の観点 から作成された居宅サービス計 画の事例取り上げ ②そのプロセスと、具体的なア セスメントの手法	佐々木

平成24年9月18日	利用者支援の研修会【大阪府委託】 (福祉と人権の研修ネットワーク大阪)	1、社会福祉の苦情解決機関の相談窓口に見る苦情の特徴に憑いて 2、グループディスカッション 利用者本位の支援って何？	前田
平成24年9月29日	退院調整について (大阪介護支援専門員協会大阪狭山支部)	1、退院調整看護師の役割 2、各病院の取り組・退院支援システムについて紹介	前田
平成24年10月12日	平成24年度介護支援専門員更新研修専門課程Ⅱ (社団法人大阪介護支援専門員協会)	居宅介護支援事例研究に関する講義・演習 ③サービスの活用方法と関係機関との連携手法と個別サービス計画との関係について ④相互に意見交換し、課題分析法、居宅サービス計画の作成	佐々木
平成24年11月19日	第2ケアマネ交流会 (富田林第2ケアマネ交流会)	①フォーマルサービスとインフォーマルサービス ②民生委員との地区会議の報告 ③来年度交流会に向けて	佐々木 黒田
平成25年2月18日	認知症疾患医療センター事業研修会 (大阪さやま病院認知症疾患医療センター)	認知症診療の為の地域連携 1、オレンジプラン7の視点からの取り組み 2、認知症とは 3、一般的な認知症高齢者の診察の流れ	佐々木
平成25年3月13日	平成24年度 富田林認定調査従事者研修及び介護支援専門員研修	1、認定調査従事者研修 認定調査における留意点 2、失語症の理解について 3、介護支援専門員研修 認定事務に関する留意事項 給付事務に関する留意事項	梅川 黒田 佐々木